



エコキュートなどエコ住宅設備も対象!

国土
交通省グリーン住宅ポイント制度で
お得に新築・リフォーム!

※本チラシの内容は2021年3月時点の公表内容です。変更の可能性がありますのでご注意ください。

ポイント制度の概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する方(新築・リフォーム等)に対して
 「新たな日常や防災に資する追加工事」や「様々な商品」と交換できるポイントが発行される制度です

リフォームの場合(持家・賃貸)

■ 発行ポイント数

1戸あたり **上限30万pt~60万pt**

※世帯の種別により上限ポイントは異なります

⚠ 発行ポイントが5万pt未満の場合は本制度の
 申請はできません。

■ 対象設備(全ての住宅が対象)

いずれか必須

エコ住宅 設備	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器	
	節水型トイレ	
	節湯水栓	
断熱改修	窓・ドア	ガラス交換
		内窓設置・外窓交換
		ドア交換
	外壁・屋根・ 天井又は床	外壁
		屋根・天井 床

任意

バリアフリー 改修	手すりの設置
	段差解消
	廊下幅等の拡張
	ホームエレベーターの設置
	衝撃緩和畳の設置
耐震改修	
リフォーム瑕疵保険等への加入	

■ 対象期間

2020年12月15日~2021年10月31日までの
 期間内に工事請負契約を締結したもの

新築の場合(持家)

■ 対象住宅・発行ポイント数

① 高い省エネ性能を有する住宅

対 象	基 本	特 例
・認定長期優良住宅 ・認定低炭素建築物 ・性能向上計画認定住宅 ・ZEH	40万pt/戸	100万pt/戸

② 省エネ基準に適合する住宅

対 象	基 本	特 例
・断熱等性能等級4※かつ 一次エネルギー消費量 等級4以上の性能を 有する住宅 ※断熱等性能等級4を満たさない 住宅であって、建築物省エネ法に 基づく住宅の外皮性能の基準に 適合するものは対象となります。	30万pt/戸	60万pt/戸

■ 特例のポイント対象となる要件概要

- ① 東京圏(条件不利地域を除く)からの移住のための住宅
- ② 多子世帯(18歳未満の子が3人以上)が取得する住宅
- ③ 三世帯同居仕様である住宅
- ④ 災害リスクが高い区域からの移住のための住宅

■ 対象期間

2020年12月15日~2021年10月31日までの
 期間内に工事請負契約(注文住宅)または
 売買契約(分譲住宅)を締結したもの

上記の他、一定の条件を満たした「既存住宅の購入」および「賃貸住宅の新築」にも
 ポイントが発行されます。詳しくはグリーン住宅ポイント事務局のホームページをご確認ください。

リフォームの場合の
 ポイント詳細は中面へ▶▶▶

【グリーン住宅ポイント制度】発行ポイント詳細

リフォームの場合(持家・賃貸)

■ 発行ポイントの上限

【若者世帯】 2020/12/15時点で申請者が40歳未満の世帯

【子育て世帯】 2020/12/15またはポイント発行申請時点で18歳未満の子を有する世帯

世帯の種別	既存住宅の購入の有無	上限発行ポイント
若者・子育て世帯	既存住宅を購入しリフォームを行う場合 ※1	60万pt/戸
	上記以外のリフォームを行う場合 ※2	45万pt/戸
上記以外の世帯	安心R住宅を購入しリフォームを行う場合 ※1	45万pt/戸
	上記以外のリフォームを行う場合	30万pt/戸

※1自ら居住することを目的に、2020/12/15以降に売買契約を締結(税込100万円以上)し購入した既存住宅で、売買契約締結から3か月以内にリフォーム工事の請負契約を締結した場合に限ります。なお、建物の不動産登記事項証明書において、新築と記載された日付が2019年12月14日以前の既存住宅が対象です。

※2自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限ります。

■ 対象設備毎の発行ポイント数

いずれか必須となる設備・工事等				
エコ住宅設備	エコキュート(高効率給湯器)		2.4万pt/戸	
	太陽熱利用システム		2.4万pt/戸	
	高断熱浴槽		2.4万pt/戸	
	節水型トイレ		1.6万pt/台	
	節湯水栓		0.4万pt/台	
断熱改修	開口部	ガラス交換	大 1.4㎡以上	0.7万pt/枚
			中 0.8㎡～1.4㎡未満	0.5万pt/枚
			小 0.1㎡～0.8㎡未満	0.2万pt/枚
	開口部	外窓交換	大 2.8㎡以上	2万pt/箇所
			中 1.6㎡～2.8㎡未満	1.5万pt/箇所
			小 0.2㎡～1.6㎡未満	1.3万pt/箇所
	開口部	ドア交換	大 開戸1.8㎡以上 引戸3.0㎡以上	2.8万pt/箇所
			小 開戸1.0㎡～1.8㎡未満 引戸1.0㎡～3.0㎡未満	2.4万pt/箇所
	外壁		※各部位の断熱は、別途定められている断熱材の最低使用量を満たす必要があります。	10万pt/戸
	屋根・天井		※部分断熱の場合の発行ポイントは右記の1/2となります。	3.2万pt/戸
	床			6万pt/戸

任意となる設備・工事等		
バリアフリー改修	手すり設置（便所、浴室、脱衣室、居室、玄関等）	0.5万pt/戸
	段差解消（便所、浴室、脱衣室、居室、玄関等）	0.6万pt/戸
	廊下幅等の拡張（介助用車いす対応）	2.8万pt/戸
	ホームエレベーターの新設	15万pt/戸
	衝撃緩和畳の設置（4.5畳以上）	1.7万pt/戸
その他	耐震改修 （旧耐震基準の住宅を現行耐震基準に適合させる工事）	15万pt/戸
	リフォーム瑕疵保険等への加入 （国土交通大臣指定の保険法人が取扱う瑕疵保険等）	0.7万pt/契約

既存住宅の購入加算条件	発行ポイント
・自ら居住することを目的に購入した既存住宅であること ・2020年12月15日以降に売買契約を締結したもの ・売買契約額が100万円(税込)以上であること ・売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること	各ポイント 2倍

⚠ 1申請あたりの合計ポイントが5万pt未満の場合は本制度の申請はできません。

⚠ ポイント対象となる住宅設備のメーカー・商品型式等の詳細条件は、本チラシ裏面に記載のグリーン住宅ポイント事務局のホームページをご確認ください。

リフォームおすすめプラン例



風呂リフォーム

快適なバスライフで、おうち時間をより充実!

【おすすめプラン】

エコキュート	2.4万pt/戸
高断熱浴槽	2.4万pt/戸
節湯水栓	0.4万pt/台
手すり設置	0.5万pt/戸
段差解消	0.6万pt/戸
窓ガラス交換(小)	0.2万pt/枚

合計 **6.5万pt**



発行ポイントの使い方

使い方① ポイントを追加工事に充当する

Check!

発行されたポイントを、以下のポイント発行対象となる工事や、住宅販売事業者が行う追加工事(グレードアップを含む)の代金の一部または全部に充当することができます。(1ポイント=1円相当、1,000ポイント単位)

①新たな日常に資する追加工事

家事負担 軽減に 資する工事	● キッチン周りの設備の設置	音環境向上工事	● 防音設備の設置
	● 浴室周りの設備の設置	● 換気設備の設置	● 空気浄化作用のある製品の設置
ワーク スペース 設置	● 洗面所周りの設備の設置	空気環境 向上工事	● 非接触型設備の設置
	● トイレ周りの設備の設置	● 玄関周り等の洗面化粧台、手洗い器、立水栓の設置	● 抗菌、抗ウイルス建材の設置
	● 宅配ボックスの設置	菌・ウイルス 拡散 防止工事	
	● 家事負担を軽減する収納の設置		
	● 屋内ワークスペースの設置		
	● テレワーク関連設備の設置		
	● 間取りの変更		
	● 屋外ワークスペースの設置		
	● (共同住宅における)共用ワークスペースの設置		

②防災に資する追加工事

停電・断水 対策	● 蓄電池の設置
	● 太陽光発電の設置
水害・台風 対策	● V2H、EV充電設備の設置
	● 家庭用燃料電池の設置
地震対策 (躯体に関する耐震対策を除く)	● 非常用発電設備の設置
	● 貯水システムの設置
	● 雨水タンクの設置
	● 電気設備の移設
	● 屋根瓦の飛散防止
	● 窓ガラスの飛散防止
	● 止水板の設置
	● 感震ブレーカーの設置
	● 家具固定器具の設置
	● 窓ガラスの飛散防止

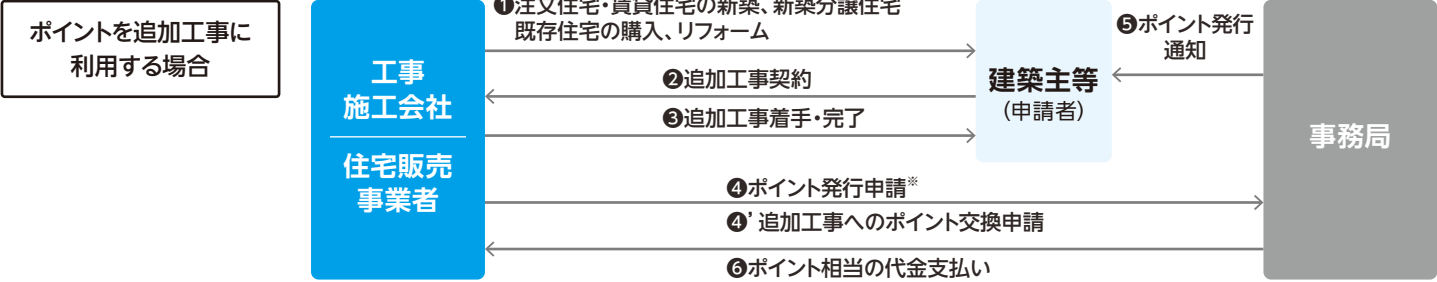
使い方② ポイントを様々な商品と交換する

発行されたポイントを、様々な商品と交換することができます。

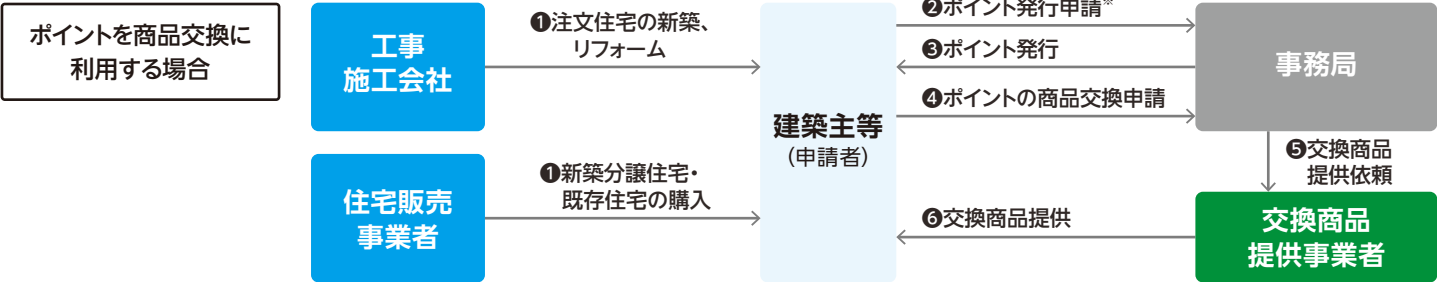
- 「新たな日常」に資する商品
- 健康関連商品
- 地域振興に資する商品
- 省エネ・環境配慮に優れた商品
- 家事負担軽減に資する商品
- 防災関連商品
- 子育て関連商品

■ 工事完了後申請(戸別申請)の場合における標準例

【ポイント発行申請】2021年10月31日㊤まで 【ポイント商品交換申請】2021年6月頃～2022年1月15日㊤(予定)



※追加工事へのポイント発行申請は、工事施工会社や住宅販売事業者の代理申請のみ。



※ポイント発行申請は、建築工事の請負事業者や住宅販売事業者が代理で行うことも可能。

■ 申請に必要となる書類(リフォーム・戸別申請の場合)

<凡例> ◎ 必須 ○ 該当する場合に提出

- リフォームの申請には、「**工事前(または工事中)および工事後の写真**」が必要となります。写真を撮り忘れた場合は原則として申請できませんのでご注意ください。
- 工事完了前申請の場合(税込1,000万円以上のリフォーム工事の場合)は「**完了報告**」が必要となります。申請忘れにご注意ください。

申請に必要となる主な書類		書類形式	パターン		
			工事完了後申請 (税込1,000万円未満の工事)		工事完了前申請 (税込1,000万円以上の工事)
			ポイント発行申請時	ポイント発行申請時	完了報告時
共通	ポイント発行申請書	原本	◎	◎	—
	申請者の本人確認書類(運転免許証、住民票、健康保険証等)※1	コピー	◎	◎	—
	対象工事内容等に応じた性能を証明する書類(性能証明書等)および工事前後写真	原本	◎	—	◎
	工事請負契約書	コピー	◎	◎	—
	リフォーム工事計画書(戸別用)	原本	—	◎	—
	リフォーム工事証明書(戸別用)	原本	◎	—	◎
	完了報告書	原本	—	—	◎
若者・子育て世帯の場合	分離発注事業者一覧(分離発注によりリフォーム工事を行った場合のみ)	原本	○	○	—
	【若者世帯】申請者の住民票(対象住宅に入居していることが確認できる)※1	コピー	○	—	○
	【子育て世帯】住民票(世帯票)(18歳未満の子の同居が確認できる)	コピー	○	○	—
既存住宅購入の場合	不動産売買契約書	コピー	○	○	—
	不動産登記の全部事項証明書	原本	○	○	—
	申請者の住民票(対象住宅に入居していることが確認できる)※1	コピー	○	—	○
安心R住宅購入の場合	安心R住宅調査報告書	コピー	○	○	—
追加工事交換する場合※2	追加工事交換申請書(申請者と事業者が作成)	原本	○	○	—
	追加工事の契約書(ポイント対象工事の契約に含まれる場合、該当箇所の見積書)	コピー	○	○	—
	追加工事が確認できる工事写真(工事後)	原本	○	—	○
代理申請する場合※3	代理申請者の本人確認書類(運転免許証、住民票、健康保険証等)※1	コピー	○	○	—

※1 マイナンバーの記載がない本人確認書類。※2 工事施工会社等が初回の追加工事交換を申請するにあたっては「追加工事交換用口座登録申込書」「口座情報が確認できる書類(コピー)」が必要です。
※3 追加工事交換をした場合は提出が必須となります。

■ グリーン住宅ポイントの詳細情報・お問い合わせは

グリーン住宅ポイント事務局

0570-550-744

ナビダイヤル®

IP電話等からの
お問い合わせ先

042-303-1414

受付時間
9:00～17:00(土・日・祝日含む)

【ホームページ】 <https://greenpt.mlit.go.jp/>

対象製品の
検索

ポイント交換

申請方法の
詳細

申請書類の
ダウンロード

住まいのご相談は当社へおまかせください！

※本チラシは2021年3月現在の情報です。最新情報はグリーン住宅ポイント事務局のホームページをご確認ください。